

令和 3 年 4 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和３年４月結城市教育委員会定例会

○日 時 令和３年４月２３日（金曜日）

○場 所 結城市役所 大会議室１

○出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
北嶋節子委員
赤木信之委員

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美
学校教育課長 大木博、給食センター所長 柳澤教夫、
指導課長 久下英彦、生涯学習課長 斉藤伸明、
スポーツ振興課長 宮本臣久
学校教育課学務係長 小林洋一 同課学校再編係長 和泉田真

１ 付議案件

- （１）議案第１３号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- （２）議案第１４号 結城市教育委員会事務局設置規則の廃止について
- （３）議案第１５号 結城市社会教育委員・結城市公民館運営審議会委員の委嘱について
＜非公開＞

２ 報告事項

- （１）報告第２２号 教育長報告について
- （２）報告第２３号 学校給食費の欠損処分について
- （３）報告第２４号 令和３年度教育委員会の概要について

学校教育課長 それでは、黒田教育長より開会の宣言をお願いいたします。

教育長 では、先ほど中村委員さんが途中から出席するということを確認できましたので、進めさせていただきます。

 本日の出席委員は 4 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 3 年 4 月教育委員会定例会を開催いたします。

 令和 3 年の最初の会議となります。1 年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

 議事に入る前に、定例会の会議録署名人を指名したいところなんですが、赤木委員さんに、どうぞよろしくお願い申し上げます。

赤木委員 よろしくお願いします。

教育長 それでは、これより議事に入ります。

 次第 2、議案上程は 3 件でございます。

 議案第 15 号につきましては、人事案件でございます。委員の皆様、結城市教育委員会会議規則第 15 条ただし書きの規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

 （「はい」と呼ぶ者あり）

教育長 それでは、非公開といたします。

◎議案第 13 号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

教育長 では、議案第 13 号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、事務局より提案説明をお願いします。

学校再編係長 それでは、次第 1 ページをお開きください。

 議案第 13 号 結城市教育委員会事務局処務規則の一部改正について。上記議案を提出する。

 令和 3 年 4 月 23 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

 続きまして 2 ページをお開きください。

 こちら、2 ページが規則改正の公布文になります。

 3 ページから 8 ページまでが新旧対照表になります。

 3 ページをご覧ください。

 学校教育課に学校再編係を加え、3 係体制となっております。

 4 ページからの別表第 1 の改正では、各係の事務分掌を見直し、整理をし規定いたしました。

 7 ページをご覧ください。

 こちらはスポーツ振興課スポーツ振興係の事務分掌の中の「社会体育」という文言を「スポーツ」に改める改正、それから高校総体に関する事務を削除する改正を行っております。

 提案は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岩崎委員 分かりました。

とてもやはり大きい事業で、その地域の人にも、もう非常に注目していることだと思いますので、なかなか担当の人は大変だとは思いますが、粛々と進めていただければというふうに思っています。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 よろしいですか。

では、質問がなければ、まず、議案第 13 号についてお諮りいたします。

議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手多数。

それでは、議案第 13 号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

◎議案第 14 号 結城市教育委員会事務局設置規則の廃止について

教育長 続きまして、議案第 14 号 結城市教育委員会事務局設置規則の廃止について、事務局の提案説明をお願いします。

学校再編係長 それでは、9 ページをお開きください。

議案第 14 号 結城市教育委員会事務局設置規則の廃止について。

上記議案を提出する。

令和 3 年 4 月 23 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

続きまして 10 ページをお開きください。

こちら 10 ページが、当該規則を廃止する公布文になります。この規則廃止につきましては、他市において教育委員会事務局の位置を定める設置規則を制定しているところは少数であり、そのほとんどが市役所の一部に事務局を設置されております。本市も新たな市役所が設置され、行政機関が集約されましたので、当該規則の必要性がないため廃止するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございました。

ただいま事務局から議案第 14 号の説明がございましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 よろしいですか。

質問がなければ、議案第 14 号についてお諮りいたします。

議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は

挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手多数。

それでは、議案第 14 号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

◎議案第 15 号 結城市社会教育委員・結城市公民館運営審議会委員の委嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

◎報告第 22 号 教育長報告について

教育長

では、次に、次第 3、報告事項に入ります。案件は 3 件でございます。

まず、報告第 22 号は教育長報告になりますので、私から報告させていただきます。

15、16 ページをご覧ください。

令和 3 年度教育委員会 4 月定例会教育長報告。

1、令和 3 年度小中学校入学生について。

入学式等ではいろいろお世話になりました。ありがとうございます。

小学校入学生、今年度 4 月 1 日現在、419 名、中学校入学生 441 名、括弧内は昨年度のものです。特に米印、小学校児童数が現在 2,518、中学校生徒数が 1,377、市内全部で 3,895、これは昨年と比べてマイナス 1 ということになっております。

続きまして、各種行事についてです。

まず、学校関係についてです。

(1) 小中学校修学旅行、宿泊学習ということで、泊を伴うものは今のところ全て小中学校、9 月以降に延期してございます。日帰り遠足等、そちらには茨城県以北でバスの台数を増やして 5 月以降順次実施というふうにあります。最近の茨城県の状況を見まして、臨時校長会を開いてもらいまして、もう一回検討していただいています。恐らく日帰りの遠足につきましても 9 月以降に延期していただくような方向で、今、考えております。あくまでも、今、検討中ということでございます。

(2) 小学校陸上記録会、市内音楽会、今年度から中止になっております。

(3)、(4)、(5) につきましては、近県中学校大会結城大会です。そちらの日程で、一応、今のところ開催予定で進んでおります。ただ、古河市のように感染拡大市町に指定された場合には、そのときまた検討して、もしかしたら中止等もあるかもしれないということで、校長会のほうにもそれは連絡してあります。

(7) 全国学力・学習状況調査、現在のところ、5 月 27 日に実施する

予定であります。

(8) 各小中学校のPTA総会、各校の希望等によって判断しております。中学校につきましては、全部総会等はなしにしまして、分散型の授業参観、そして分散型の学年懇談というふうに進めております。小学校につきましては、明日実施するところもございますが、全体でPTA総会を実施するのは3校にとどまっております。ほか9校は書面ということになっております。

(9) 市P連の総会、5月8日実施されていましたが、こちらも書面ということで、懇親会等は中止となっております。

(10) 結城市、福井市友好都市交流事業については、現在検討中ということでございます。

(11) 小山市、結城市、野木町合同の広島平和式典参加は、現在のところ検討中というふうになっております。

その他の総会、教育委員会関係につきましては、(1)から(4)ということで、そういうふうになっております。

3番、施設の状況について。こちらも鹿窪運動公園屋内、屋外、あとは結城市公民館、学校体育施設開放事業ということで、そちらに書いてあるとおりでございます。情報センター、アクロスにつきましても、そちらに書いてあるとおりでございます。

4番、感染防止に向けた学校の対応ということで、非常に変異種というのが今、話題になっているかと思いますが、そちらのほうでも、もう抜きなく学校のほうに手洗い、マスク、そして換気、無言給食の徹底等、もう一回、きちんと感染対策を取るように指示しているところでございます。

ちなみに、家庭訪問は市内小中学校全部中止にしております。

水泳授業も結城市は中止になっております。運動会、体育祭については半日等で実施、これは学校によるかと思いますが。ただ、ソーシャルディスタンスということで、自転車置場、昇降口、廊下、手洗い場というのを特に注意して距離を取るように、間を取るようということで指導しているところでございます。

5番、(1)と(2)がでございます。働き方改革ということで、学校関係、こちらのほう、かなり強く県のほうからも指示されているところです。今のところの大まかな目標としましては、1箇月の時間外勤務45時間以内、令和4年度末までに何とか達成してもらいたいということで、中学校なんかを見ますと、かなり厳しい数字になっているかと思いますが。厳しいからということでやらないということではなく、そちらのほうに目標に向かっていろいろと検討していきたいということです。

(2) 部活動改革、先ほども出ましたが、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行。どういうことかと申しますと、土日の部活動と平日の部活動を分けて考えるということで、土日の部活動に関しては、もう専門的な指導員をつけて、学校の先生方はそこに携わらない、そういう形

の部活動を目指すということでございます。ですから、その具体的な形として、例えば総合型地域スポーツクラブなどがあるのではないかと、そういうことです。そちらをやっていくということではございません。これからまた検討段階に入ると思います。

あとは、部活動の適正数ということで、これも県のほうから示されたところです。教員数の半数以下にしてほしい。例えば、校長、教頭と事務職員、養護教諭、それらを抜いて例えば30人、学校の先生がいるとしたら、15以下の部活動の数にしてもらいたいということで、具体的に数が示されているところです。

そして、複数顧問体制の確立。必ず正顧問、副顧問ということでついていくかと思しますので、そちらのほう副顧問を利用しまして、この働き方、働く時間外の時間を少なくするということです。

部活動数の削減。登録人数に満たない状況が2年間続いた場合は廃部にしてほしい。具体的にこれも3月に示されたところです。

完全下校時刻を6時。今まで恐らく6時半だったと思うんですが、これを県西全部同じ6時にしましょうということで申し合わせたところでございます。

6番、学びのイノベーション推進プロジェクトということで、1人1台タブレットの活用。おかげさまで、学校のほうにもタブレットが配置されたところです。教員の研修会も3月に既に3回実施して、指導員の方も配置していただけたということになっているかと思えます。あとは、先生方への研修、そして児童生徒への指導というふうに移るかと思えます。例えば、タブレット持ち帰りに伴う家庭でのルールの徹底、こちらのほうもやっぱりきちんと設定しなければならないところかと思えます。

裏面をご覧ください。参考ということです。

結城市の学校教育についてということで、グランドデザイン、資料としてお分けしました。そちらのほう、ご覧になっていただければと思います。

2つ目に、管内教育長会議、4月21日に県西合同庁舎のほうで実施されました。こちらのほうの中身は後でご覧いただければと思います。

その中にもあるんですが、3番として、令和4年度の教員採用試験、大きく変わっております。今年は6月27日、日曜日。今までは関東地方全て7月の最初の日曜日ということだったんですが、それを他県と併願可能ということで、茨城県だけ6月27日、日曜日になっております。併願が可能になっています。そして、また一般教養、今まで試験科目にあったんですけれども、廃止ということで、そういうふうになっております。願書提出は既に始まっております。4月12日から4月30日まで。学校で結城市でも受験する講師の方がたくさんいるかと思いますが、各学校の校長のほうに指示しまして、十分配慮して受験させるようにということで言っているところでございます。

4番、公立高校入試、採点ミスについて。こちら、何回も県の会議のほ

うで県の教育委員会から謝罪があったところです。5月中に改善案を提示するということで伝え聞いております。

以上、私のほうからの報告をしました。

ご質問がありましたら、お願いいたします。

岩崎委員。

岩崎委員

まず、修学旅行、宿泊を伴うものは9月以降に延期ということで、恐らく5月、6月は感染者が増えるだろうという予測なので、秋頃には少しは収束してくればなと私も思うんですが……。県以北ということなんですが、今、そちらの方面でいくと、現時点でいくと仙台なんかは特に東京と共通するような変異種が出ているということで、その辺、今後の状況もあるでしょうけれども、そちらのほうは少しよく考えて配慮していただければいいのかなというふうに思っています。

それと、この6番の、いよいよ結城市もタブレットが配付されて、これからそれを活用した事業に取り組まれることだと思うんですが、今、県の教育委員会のほうでつくった授業の動画、ああいったものをうまく活用、予習的なものを、それから復習的なもので活用されるとすごくいいのかなと、私、あの動画を見てそう思ったんですが。それと、今後、もしかしてコロナのほうがちよっとまた感染者が多くて、子供たちの登校に支障を来されるようなことがあった場合のことを想定されて職員の研修のほうをやられていくと、実際そういうのに直面したときにスムーズに事が進むのかなというふうに思いますので、その辺を考えていただければなというふうに思います。

教育長

ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

北嶋委員。

北嶋委員

部活動のことなんですけれども、笠間市のほうでは、今年から部活動を入部してもしなくても自由になったらしいんですけれども、結城市のほうではそういう今後の見通しはないんでしょうか。誰もどれか1つに、スポーツクラブでも文化部でも必ず入らなくちゃいけないという形だと思うんですけれども、それは結城市のほうでは自由というふうになるような予定はないんでしょうか。

教育長

結城市でも3校、今、自由に入っても入らなくてもいいことにはなっています。例えば、昔はサッカークラブチームなんかへ入っている場合には美術部に入るとか、そういうのはあったんですが、きちんと自由に入っている、希望制だということで。ただ、南中は何か結構みんな入っちゃうとか。もうクラブチームに行って、クラブチームだけでも全部やってありますので、一応それも6年生の入学説明会のときに、希望入部制だよということでは説明はしてあります。

北嶋委員

ありがとうございます。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

今の部活の件で。

今、中学生の3校の生徒のクラブチームへ入っている割合というのはどんな感じなんですか。

教育長

ちょっと全体では調べていないんですが、結城南中では、大体、14、5名は入っています。もしかして、希望入部制ということもあって、ダンスがやりたいという場合には、ダンスで例えば東京のほうに週に2回習いに行っているという生徒もいたものですから、それはもうそれで認めますよ、もう全然。野球で大体5名ぐらいいます。サッカーで5名ぐらいいる。空手で3、4名。空手でもう非常に全国的に活躍している子もおりますので。ただ、水泳の場合には、一応、水泳部ということ、ほかでやっても水泳部ということになっているので、水泳部と言われていても学校の実態はないということ、引率するときに水泳部として行くというような形になっているかと思います。

赤木委員。

赤木委員

それに絡んでなんですが、今、各中学校で県の予算を使って外部指導者という形の制度を取り入れているところがありますよね。今はないんですか。

教育長

ないですね。運動部指導員と外部指導者というのがあるんですけども、運動部指導員、今のところ結城市では、それを使っているのはないですね。ないと思います。

赤木委員

希望すれば県の予算を活用できるんですか。

教育長

そうですね。ただ、予算化しないと、それに見合った人が雇用できないという。

赤木委員

希望者がいないということですね。

教育長

はい。

赤木委員

この2段目の地域部活動の運営主体は総合型地域スポーツクラブ等って、今、総合型クラブを関会長さんが頭でやってくださっていますが、やっぱり何というんでしょう、予算がないと、なかなか土日、人が動いてくれないんじゃないかなと思うんですよね。そこらのところは、行く行く予算付けなんかはされるんでしょうかね。難しい質問だとは思いますが。

教育長

予算については、ちょっと今ここでどうこうというのは言えないんですけども、実際に、例えば1つの例としては、つくば市のほうでは3つ、実験的にやっているところがあるんですが、2年ぐらい予算がついて、予算を外したらもうだんだん尻すぼみになったという、そういう事例は報告されています。

赤木委員

結局、地域に下ろすといっても、やっぱりそういう先立つものがないとね、なかなかやってくれる方も継続できないんじゃないかなというような感じがしますよね。そこら辺のところはどういうふうに進めていくかがこれからの課題になるのかなと思うんですけれども。

教育長

つくば市のほうでは業者と契約して、その業者のほうから派遣というこ

とになっていますので、だから、そういう形を取っているところは全国的にはあるかと思うんですが。

赤木委員
教育長

A L T じゃないけれども、そういう形で。

そんな感じでね、何とかスポーツクラブというところと市が契約して、そこから野球の指導者とか。ただ、それが本当に長続きするのかどうかというのは、やっぱりつくば市の尻すぼみになったという例もあるので、それはちょっとどうかなと思います。

教育長
指導課長

指導課長。

部活動指導員は、県西では剣道で先生がやっているということを聞いていて、私が把握しているのはその1件だけです。

それから、先ほどの地域型の話では、恐らく月謝制の部活動に入るのか、塾と同じように保護者がお金を払ってスポーツクラブに加入してやっていくような形でないと、恐らく長続きしないんじゃないかという方向性も出ていて、どこかの市町村でちらっとそういう話を聞いたんです。そういった状況はあるみたいです。

赤木委員

それぞれの部で運営するわけですね。

やっぱり一番難しいのは、中体連との絡みもあるんでしょうね。大会というものは、やっぱり何々中学校、結城市立結城南中学校という学校単位で出るとすればね、中体連が直接絡んでくるでしょうし。

教育長
教育部長

教育部長。

今のお話と関連して、運営指導として、今言った総合型の地域スポーツクラブと、あと施設自体を指定管理するということで、その指定管理業務の中にそういった部活動の指導を含めると、そういった指定管理をしていくというところを導入しているところもあるということを聞いておりまして、今、お話に出たように、そういったところは大々的にそういった指導員を抱えて、その施設を管理する傍ら、そういった指導も出していくといったところ、そういった運営手法というのもあるというふうに聞いていますので、その辺は様々なやり方があると思いますので、今、これが課題ということで、これから検討していかなければならないということで考えています。

赤木委員

そうすると、例えば鹿窪体育館が運営主体となって、うちでバスケット、バドミントンと卓球を募集しますよという、そういうふうな部活動の在り方なんですね。

教育部長

そうですね。だから、施設の運営とそういった休日の部活動というものを同じ指定管理者に担わせるといいますか、そういった手法はあるというふうに聞いています。

赤木委員

そうすると、学校は助かりますね。

もう、そういう形でも、やっぱり学校の先生方でも、絶対に部活動をやめたくないんだ、やりたいんだという人もいるでしょうからね。そういう方がそういうところに参加することは自由なわけですね。

教育部長
中村委員
教育長
中村委員

はい。
ちょっとよろしいですか。
中村委員。
遅れてきて大変すみません。

今、ちょっと関心のある話題が出てきたので、関心のある話題というのは、私がね。これは実際にはもう設置されているわけですがけれども、総合型の地域スポーツクラブの件なんですけれども。その活動主体が体協なんですかね。この実際の運営は全く別に動かないと、きっとできないと思うんですよね。恐らく今までの価値観の違いがやっぱりそこにネックになっていて、これは要するに塾と同じような考えだよね。お金を出して、さっきちょっと話に出ていましたよね。月謝を出してそのスポーツクラブに入る。そのスポーツクラブ、幾つかの種目、メニューがそろっていて、どういうふうな種目を選んででも自由に、それに応じて料金体系も違うとは思いますが、とにかく価値観が違うというのは、今までは学校の部活って無料でしたよね。当たり前のように学校で部活を教えてくれる、先生が教えてくれる、そういう中でやっぱり先生方の負担がものすごく大きくなってきて、先ほど赤木委員のほうからあった、やっぱり中体連はかなり一つの鍵になっていると思うんですよね。あとは、そういった全体の、何というのかな、上部の組織が変わらないと、これ、全然動かないんだと思うんです。

ただ、実際に状況を見てみますと、たしか鹿嶋市だと思うんですが、鹿嶋市はかなりこのスポーツクラブは先駆的に実施されていて、実績を大いに上げているんですよね。この辺は話を聞きに私も行ったことがあるんですけれども、やっぱりスタート時点でかなりの努力が必要だという。それには、やっぱり行政のバックアップがかなり必要。先ほど予算の話が出ましたがけれども、結局予算なんですよね。結局、運営をしていく段階で、最初の立ち上げにかなり負担がかかるから、どうしても、そこで補助金をもらって立ち上げて、そこで終わっちゃうんですよ、その後、補助金を切られると。そうすると、今まで、今度はあった資金がなくなる。そうすると、今度は受益者のほうから頂く。ところが集まらない、そうすると運営ができない、尻すぼみ。せっかく結城市でできたものがあるので、今、代表は変わらないのかな、関さんがやっているんですか。

一度、そういうふうなのを洗い直してやっぱり取り組んでいかれたらいいかなと思うんですよね。とにかく、ここにもう一回メスを入れるという。

今、子供を取り巻く環境が、政府のほうでも新しく機構改革を進めようとしていますけれども、そういうやつと一緒にリンクしながらやっぱりやっていくと、ちょうどここに今出てきた話題なので、これいいチャンスかなと思うんですよね。そのようなことを考えてはいました。今もそうなんだけれども。もったいないんですよ、せっかく立ち上げてあるのに、活動の実態がなかなか報告いただけないというのがあって。

すみません、以上です。

教育長 ありがとうございます。

 そのほか、いかがでしょうか。

 （発言する者なし）

教育長 では、よろしいですか。

 では、報告第２２号については終わりいたします。ありがとうございました。

◎報告第２３号 学校給食費の欠損処分について

続きまして、報告第２３号 学校給食費の欠損処分について、事務局の報告をお願いします。

 どうぞ。

給食センター所長 資料、１７ページ、１８ページになります。

 報告第２３号 学校給食費の欠損処分について。

 上記のことについて、別記のとおり報告する。

 令和３年４月２３日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

 １８ページになります。

 学校給食費の欠損処分について。

 結城市学校給食費滞納整理等事務処理要項第１０条第１項の規定に基づきまして、不納欠損処分を行いましたので、ここに報告いたします。

 不納欠損額１２７万６，１７８円です。

 内訳としまして、死亡している者、３世帯、児童生徒は３人分です。１９万２，２１７円。これは保護者等の死亡によるものです。

 行方不明の者、５世帯、児童生徒は６人です。１３万５，８６４円。こちらは海外渡航などにより職権消除された者や、住民票記載の住所に居住実態がなく住所の確認ができなかった者などです。

 無資力、またはこれに近い状態にある者、６世帯、児童生徒は１０人分です。４９万８，７７１円。こちらは生活保護の受給や準要保護の認定を受けている世帯などであります。

 消滅時効が成立している者５世帯、児童生徒は７人分です。４４万９，３２６円。民法において給食費の不払いの時効は２年となっております。債務者からの時効の主張により時効が成立したものであります。

 内訳の詳細は別紙資料となっておりますけれども、個人名、未納金額等の個人情報のため、添付のほうは省略させております。大変失礼しております。

 以上、欠損処分についての報告いたします。よろしく申し上げます。

教育長 ありがとうございました。

 ただいま事務局から報告がありました。ご質問がございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員 これも教えていただきたいことなんですが、消滅時効の成立ということで、この消滅というのは、例えば中学校3年生を卒業した、そこまで給食費が未納だったという子がいますよね。その子が2年間過ぎれば時効になるということなんですか。

給食センター所長 消滅時効についてなんですが、こちらからの催促、督促とかを2年以上しない状態の場合、本人が時効だよということでの主張があれば、時効が成立ということ。

赤木委員 学校なり給食センターから、おたく何月の分まで未納なんですというその督促が途絶えた段階から2年ということなんですか。

給食センター所長 そうです。

教育長 ほかにございませんか。

岩崎委員。

岩崎委員 今の消滅時効についてなんですけれども、そうすると、これは要するに市のほうから督促が2年間なくて、向こうから申し立てたということなんですけれども、督促をしなかった理由、2年間空いてしまった理由と、それから、この2年間ということが分かっている、そういうふうにすれば2年間なら踏み倒せるみたいな、そういう変なあれになってしまうんだけど、督促の仕方とかその辺はどうなっているんですか、その辺の兼ね合いは。

給食センター所長 今回、欠損処分をするに当たりまして、今までの滞納分を全て洗い直しました。過去の滞納のもので言いますと、一番古いのが平成16年ということで、それからの分ですね、全部洗い直ししまして、今までの督促の状況を調べたんですけれども、古いものについては督促状を出した記録がないということで、もう10年以上過ぎているものがほとんどでしたので、その中で、おのおの全て改めて督促の通知、催告の通知を出したわけなんですけど、その中で相手側から時効の主張ということでありましたので、今回そういった時効での処理ということで出させてもらいました。

赤木委員 じゃ、その相手方も勉強しているわけですね。

北嶋委員 その督促の通知というのは、何か月に一度というペースで送るんですか。

給食センター所長 古いものについては毎年送るようにはしているんですけれども、記録を見ますと、4、5年以上前のものについては出した記録がないということだったんで、今回、改めて全て出し直しをしたところなんですけど。

教育長 中村委員。

中村委員 これは何か永遠の課題のような気がするんですね。ただ、私、その中で、この数値からすると、結城市の規模からすると、どちらかというと健全なほうかなとは思いますが、量的にです。ただ、その中に、私は疑うということは本当はこういう教育に関する組織の我々が疑うということはよろしくないとは思いますが、でも、これ必ずやっぱり公平性というのを考えたときに、そこに疑いが生じるようなそういう保護者の対応もあると思うんですね。これとちょっと脱線しちゃうかもしれないんですけれ

ども、就学援助費の給付に関しても、結構、難しいところがあると思う。中には、これ変な話で、例えばですよ。やっぱり私が実際に関わったときにおかしいなと思ったのは、就学援助費を頂くというのは、ある程度親御さんの収入がないということで、基本的には前提にありますよね。それを結局チェックできないわけですよ。詳しく言うと、いろいろその間に、例えば民生委員さんとか、それから学校とかいろいろな方が関わってきて、最終的には市のほうで持っている納税額の件ですか、それらのポイントで決まってくるのかなとは思いますが、でもそれは実際の帳簿上に出てきたものでしか判定できないので、本当に細かく見ていくといろいろある。というのは、これは自治体で、私も幾つかの自治体の行政をある程度経験があるので、違うんですよ。そうすると、かなりの何というか予算額を上げないと、これは追いつかないと、そういう場面になってしまったところもあるんですね。これを少し精査したら、がんと減るという。そこにはちょっとやっぱり若干、不正というんじゃないんだけど、ちょっと見直しが必要になった例が結構あるんですね。だから、そういったものは給食費でもこういった、実際にこれも自分の経験からですが、じゃ、俺ちのせがれには食わさなくてもいいという、そういう親御さんもいたんですね。これは極端な例だと思うんですが、ある程度のそういう厳しさというのも時には必要だと思うんです。私、個々の事例は知らないから分からないけれども。納税とかそういうことに関したもので、そういったことと同じだと思うんですよ。だから、そういったものを永遠の課題にして終わっちゃうんじゃないくて、何かないかなというふうにいつも思うんです。

教育長

飯田部長。

教育部長

ちょっと補足させていただきますが、まず、給食費の徴収率については、もう毎年99%を超えているというところで、今、委員さんがおっしゃられたように、ほとんどの方は納めていただいていると。その中で未納になった方に対しては、必ず、未納になっているから納めてくださいという旨の通知は差し上げていると、これもやっているところなんです。それがまた年度を越して、またさらに越すということになると、例えば年1回の通知、催告あたりじゃなかなか反応しないで、もういまだ平成十何年代ぐらいの未納が残っていると、そういう状態の整理ということで、先ほど所長がおっしゃったように、ある程度のまとめたものを滞納整理をかけて欠損処分をしたわけなんです。その中で、税金であれば、もう5年時効だといえど5年で時効が来て、もう徴収権を催告する権利がなくなんですけども、給食費については時効の援用ということで、相手方が認めないと消滅させることができないと、不納欠損として落とすことができないということになっているので、今回もいろいろ回っていただいて、その時効を認めさせて落としているというものも、ここの一番最後ですね、あるいは、そういったところで、なかなか昔の古い頃の未納分が残っているという状態があるので、それについてはこれから滞納整理をまた強化しまして、み

んなの負担の公平性を保っていきたいふうに考えています。

赤木委員

これは正式に聞いているわけではないんですが、結構やっぱり学校、行政のほうで弁護士を立てますよとか強気にやるようになってからは、非常に回収率が上がったなんていう話も耳にしたことはありますよね。やっぱり自分が食べるものは自分が納めなくちゃならないんだという厳しい姿勢で対応していくことが必要なのかなと思いますよね。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

よろしいですか。

では、報告第23号については終わりといたします。ありがとうございました。

◎報告第24号 令和3年度教育委員会の概要について

教育長

続きまして、報告第24号 令和3年度教育委員会の概要について、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、報告第24号、19ページをご覧ください。

報告第24号 令和3年度教育委員会の概要について

上記のことについて、別記のとおり報告いたします。

令和3年4月23日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

皆さん、お手元にある黄色い表紙の令和3年度教育委員会の内容をご覧ください。

学校教育課、私が18ページまでを簡単にご説明させていただきます。

まず、表紙を開いていただいて、1ページをご覧ください。

第1として、教育委員会制度の概要、1、教育委員会の設置については、各法律で設置が規定されていますというふうなことが記入されております。

2、教育委員会の組織のイメージについては、教育行政の基本的方針を合議により決定し、教育長が事務執行の責任者であり、教育委員の代表というふうなことが書かれております。

その下の組織イメージ図では、一番下の部分の結城市総合教育会議、こちらについて市長が主宰して、教育文化振興の施策について教育委員会と協議・調整するというふうな形で法律が以前に変えられております。

2ページをご覧ください。

教育委員会の制度の仕組みについて。皆さんもう十分ご理解いただいていると思いますが、(1)教育委員会は地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として全ての都道府県及び市町村等に置かれている。

飛びまして、(6)教育委員会の会議は教育長が招集し、月1、2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催する。なお、結城市では結城市教育委員会会議規則により、定例会が毎月25日というふうになってお

ります。その日がお休みの場合は、前もしくは後ろというふうな形で議案書を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(7)として、教育長は市長が議会の同意を得て任命する。任期は3年とする。

同じように(8)教育長のほか4人の教育委員会を置く。やはり議会の同意を得て任命し、任期は4年となる。

(9)として、教育長職務代理者は教育長が指名し、教育長が職務を行うことができない場合や、教育長が欠けた場合に教育長の職務を行うとあります。

(11)として、前のページで説明しました、市長は総合教育会議を主宰し、教育委員会と協議するというふうなことが書かれてございます。

続きまして、3ページ、4、教育委員会の所管事務として、学校教育の振興、社会教育の振興、文化の振興、文化財保護、スポーツの振興でございます。

続きまして、5、教育委員会制度の意義として、(1)教育行政における中立性、安定性の確保、(2)地域住民の多様な意向の反映、真ん中の行で、合議により意思決定を行うとございます。

(3)として、生涯学習など教育行政の一体的な推進、学校教育、社会教育、文化、スポーツに関する事務、幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していくことが効果的であるというふうに記載されています。

続きまして、4ページ、第2、組織に移らせていただきます。

事務局の欄をご覧いただければ、109名、正職員が30名、79名がその他の職員でございます。前年度の令和2年度につきましては、全部で113名おりましたので、4人の減、正職員については5人の減、その他の職員については1名の増というふうな形になっております。

続きまして、5ページ、第3、事務分掌でございます。

特に変わっているのが学校教育課でございます。先ほど上程したもので議決をいただきましたが、学務係、施設係に加えまして、次の6ページの学校再編係が加わってございます。そのほか、学校教育課給食センターについては同じでございます。指導課につきましても、指導係、教育支援センター、フレンド「ゆうの木」のことですね、それと学校図書館。

それから、生涯学習課につきましても、生涯学習係、文化係、公民館係というふうな形でございます。

最後、8ページ、スポーツ振興課につきましては、スポーツ振興係、1係でございます。

続きまして、9ページ、結城市教育大綱でございますが、教育委員の皆様にお配りしております総合計画の95ページをちょっと開いていただいてよろしいでしょうか。95ページです。

令和3年3月にこの第6次結城市総合計画ができました。この中で、この95ページ、次のページを開いていただいて、97ページをご覧になっ

ていただくと分かるんですが、本計画における教育文化及びスポーツに関する部門は、本市の教育行政を推進するための基本方針である結城市教育大綱として位置づけますというふうに書かれています。その基本的な目標が、資料の9ページにありますように、未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そうというふうな形になっており、子供の健全な育成と安心して学べる教育環境の充実、市民ニーズに対応した生涯学習やスポーツ文化の充実、人権を尊重する社会の確立と多文化共生の形成というふうな形で、基本目標達成のための基本施策につきまして、基本施策の1が、96ページの4-1の部分に書いております、地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり、それからその下の体系として、97ページに載っています、学校教育の実践、安心して学べる学校づくりの推進、3として、地域に根ざした教育の推進といった形で続きまして、基本施策の2については、100ページになります。

100ページに4-2として、一番左、ページの一番上に生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造、101ページに、その施策として、自ら学ぶ機会の充実、地域教育体制の充実、青少年の健全育成、芸術文化を楽しむ機会の充実、郷土文化財の保存と活用というふうな形でございます。

同じように、基本施策の3につきましては、104ページになっていて、誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進、目指す施策として、スポーツ参画人口の増加と環境整備、スポーツ活動を推進する人材の育成・支援。

続きまして、基本施策の4としまして、107ページになって、多様性を尊重し合える社会づくり、1、人権尊重のまちづくりの推進、2、男女共同参画社会の実現、3、国際化に対応したまちづくりの推進、4、地域間交流の促進というふうな形で教育大綱が改まっておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

続きまして、第5の教育費予算の関係に移らせていただきます。

まず、結城市の予算ですが、令和3年度174億4,200万円、令和2年度が187億3,400万円で、12億9,200万円の減でございます。こちらは庁舎完成に伴いまして令和3年度分の予算が減というふうになっております。

うち教育費につきましては、21億9,311万9,000円、令和2年度が23億9,603万3,000円、2億291万4,000円の減となっております。減の理由として、主に、まず中学校費では、各中学校トイレの改修が終わりましたので、2,722万2,000円の減。それから、社会教育費の1億5,362万2,000円の減につきましては、元公民館の解体工事が終了しましたので減。保健体育費では、3,781万1,000円の減となっておりますが、これは高校総体が終わったのと、あとコロナ関係で様々な事業がちょっとできなかったのも、ちょっと減額

が大きくなっているというような形でございます。

続きまして、11ページ、第6の(1)学校教育課の概要についてご説明いたします。

現状と課題については、ほぼ同じでございます。ただ、2段落目、そこで、「未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう」の基本目標から、これは教育大綱のほうを抜き出しておりますので、この部分が前回と変わっております。

それから、児童・生徒及び教職員の状況でございますが、先ほど教育長の報告でございましたとおりでございます。合計すると、1名の児童生徒の減というふうな形になっております。

続きまして、12ページをご覧ください。

特に内容で変わっているところについてはございません。教育環境整備の推進のところで、去年も書かせていただきましたが、GIGAスクール構想の実現に向けたというふうな形で、ICT教育環境の整備を促進していくことが必要であるというふうに記入させていただいております。

2の基本的な考え方、13ページをご覧ください。教育環境整備の推進といたしまして、令和3年度に特別教室へのエアコンの設置を考えております。

それから、③の小中学校適正配置等推進事業というふうな形や、新しくこれが書かせていただいております。

それから、施策の内容についてでございますが、14ページをご覧ください。

安心して学べる学校づくり推進の一番下の欄に、条件付き返還免除型奨学金の貸付をするというふうな形になっております。去年、教育委員会でもご報告いたしましたとおり、返還免除型の奨学金を新たに設立しましたので、この事業が加えてあります。

4、事務事業の内容としても、同じように3段目に奨学金貸付事業を上げさせていただいております。

それから、15ページに移りまして、5段目、中学生、要領改訂に伴う教師用教科書等の整備事業として1,016万5,000円、こちらはもう既に支出を終わっておりますが、令和3年度につきましては要領が変わっておりますので、中学生の指導用の教科書を購入してございます。

それから、その上の段、小学校施設整備事業におきまして、体育館の改修工事を城南小学校、上山川小学校で行います。

一番下になりまして、中学校の施設整備事業で、駐輪場の改築工事の設計をまず結城中で行います。そのほか体育館の改修工事を結城東中で行う予定となっております。

16ページをご覧ください。

第6(2)として、学校教育課給食センターの概要でございます。現状の課題については特に変わりませんが、(2)食材の安定性確保と地元食材

の利用促進ということで、地産地消の取組を推進していきます。

それから、(4)として、先ほど欠損処分のお話をさせていただきましたが、給食費の未納金対策としてこちらにも掲げてございます。結城市学校給食費滞納整理事務実施要項に準じて、料金徴収に向け対応を実施しております。

2、基本的な考え方として、食に関する指導の推進では、生きた教材として役割を果たすよう充実に努めております。

また、17ページ、(5)につきまして、これは新規の事業でございますが、第3子以降の学校給食費の無償化ということで、令和3年4月から、義務教育就学中の子供が3人以上いる家庭の第3子以降の学校給食費を無償化というふうな形を取っております。以前、子ども福祉課で実施していた事業でございますが、子ども福祉課で実施していたときは、一度給食費を納入していただいて、その後に返還するという形でしたが、今年度からは給食費を初めから徴収しないというふうな形になっております。

施策の内容については、ほぼ変わっております。

18ページをご覧ください。

学校給食センターの運営管理事業におきましては、全体で3億8,945万1,000円の予算でございます。

以上が6-1学校教育課の概要及び(2)の給食センターの概要でございました。

続いて、お願いいたします。

指導課長

では、続いて、指導課からのご報告をさせていただきます。

昨年度来、コロナ禍ということで、1番目の現状と課題の2行目後半にあります、まさに予測困難な時代を身をもって過ごすこととなりました。そして、5行目にある社会の変化に主体的に対応できる知・徳・体のバランスの取れた生き抜く力を備えた児童生徒の育成が喫緊の課題であるということも、改めて痛感したところであります。

各校においては、新学習指導要領が小学校は昨年度、今年度からは中学校が全面実施となります。子供たちの生きる力を育むという目標は変わりません。一方で、社会の変化を見据えた新たな学びへと深化を目指し、教育委員会としてもGIGAスクール構想による1人1台端末の実現などを進めてまいります。

2番目、基本目標では、「地域を支える市民を育む」から、「生き生きした市民を育む地域を目指そう」というふうに文言が変わりました。また、基本施策は、「信頼関係を基盤とした学校教育の実践」から「地域への愛着と誇り、生きる力を育む教育の実践」となり、より地域を意識したものとなりました。

(1)一人一人の豊かな学びの実現に向けた教育の推進では、新学習指導要領の中で示された新しい時代に必要となる資質、能力の育成ということで、生きて働く知識、技能、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、

表現力等、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間力等を新たな観点として示し、それぞれ習得、育成、涵養していきます。通知表や学習指導要録にも、これに準じて評価の観点が変わります。

また、コロナ禍で一斉休校を余儀なくされた状況から、一律の教育課程の実現主義から脱却し、オンラインやオンデマンドを用い、子供たち一人一人の学習状況に応じた個別最適な学びと、子供たち一人一人の課題解決に向けた協働的、探究的な学びを実現していきます。

豊かな心を育むための教育では、先行実施している特別な教科、道徳の時間を要とした道徳教育により推進していきます。

また、豊かな心を育むための体力の向上と学校健康教育の推進については、大きな変更点はありません。

(3)の創意工夫を生かした特色ある教育活動の推進では、読書の質的、量的な充実と、地場産業である桐を用いた市長賞の授与、子供たちが必ず1回は袖を通す機会を設けるための紬のふるさと体験事業、それから情報センターにある天体ドームの体験などを実施してまいります。

結城市の教育力を生かし、子供たちが自分の生まれ育った地域である結城市との愛着とつながりを感じられるようにしていきます。

4番の事務事業では、最後のところになります、24ページになります。結城市歴史学習動画作成事業を行ってまいります。結城市の発展に関わった人物や結城市の成り立ちに関する関心を高め、郷土愛を育むために、小学校の社会科や総合的な学習の時間に使用するDVD教材を作成してまいります。

指導課の報告は以上です。

生涯学習課長

続きまして、生涯学習課の概要についてご説明をいたします。

説明をする前に申し訳ありません、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

28ページになります。予算事業費のほうですが、下から3番目、文化財保護事業のところで事業費が6,607万7,000円とありますが、こちらを1,314万円に訂正をお願いいたします。

続きまして、その下になります。結城廃寺跡整備事業、こちらの事業費が759万5,000円とありますが、676万4,000円に訂正をお願いします。

続きまして、29ページ、一番上になります。市民文化センター施設管理運営事業、事業費が1億2,599万3,000円とありますが、こちらを1億2,239万1,000円と訂正をお願いいたします。

以上、3点になります。大変失礼いたしました。

それでは、生涯学習課の概要についてご説明します。

まず、1番、現状と課題についてですが、現在、人生100年時代と言われ、特に定年後の時間がかなり長くなっている。また、働き方改革等によりまして、働く世代においてもその余暇の活用の充実というのが求めら

れているところです。その中で、市民一人一人が生涯を通じて主体的に自ら学習するということが求められておりますので、そのための環境整備、また学びの機会の充実を図ることの重要性が一層高まってきております。

そうしたことで、生涯学習の充実を図る上で、2の基本的な考え方として、先ほど6次総の中にもありましたが、自ら学ぶ機会の充実を図ること、また、地域教育体制の充実を図る、青少年の健全育成を図っていくこと、また芸術文化を楽しむ機会を充実させていくこと、最後に、郷土の文化財の保存、活用を図っていくことが求められております。

そうした中で、27ページになりますが、各種事務事業について、そういったことを目的として各種事業を推進してまいります。

その中で、まず、4の事務事業の内容ですが、まず成人式典開催事業につきましては、令和2年度の成人式典がコロナの影響で延期ということになりましたので、令和3年度には2回成人式典を開催することになります。まず、11月6日の土曜日に令和2年度の延期になった分を開催いたします。年が明けて1月8日に、これは通常の令和3年度の成人式典を開催するということになっています。基本的には通常どおりの開催をしたいと考えておりますけれども、これもそのときのコロナの状況によって変更というの也被考えられます。

続きまして、その2つ下、訪問型家庭教育支援事業ということで、こちらは今年度の新規事業になります。これは、地域の子供は地域社会全体で育てるという考えの下、地域の子育て経験者や教員OB、スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員の方々に訪問型家庭教育支援員としてお願いしまして、その支援を必要とする保護者のもと、家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供を行うなどの支援を通じて、そういった家庭、親の支援を通じて子供の育ちを支えていくという事業になります。

続きまして、人権教育推進事業ですが、一番上の人権講演会の開催、こちらは現時点では11月9日の金曜日に予定をしております。

続きまして、28ページ、青少年教育推進事業におきまして、③の広島平和記念式典の中学生派遣ですが、こちらもコロナの影響で、恐らく記念式典自体が例年、去年もそうでしたけれども、今年度も縮小されるのではないかと考えております。ただ、正式にどのように開催されるかは、6月上旬に広島の方から恐らく発表されると思いますので、その時点で派遣の是非につきましても、関係する小山市、野木町と共に協議して決定をしたいと考えております。

また、5番の福井市との友好都市交流事業、小学校6年生の派遣ですが、とりあえず例年7月と8月に交互に2泊3日で派遣をしておりますが、こちらも現状では7月、8月の派遣はちょっと無理がある。もう少し遅い秋口ですね、10月とか11月に1泊2日ぐらいで縮小した形で交流等の検討をできないかということで検討をしておりますが、恐らく行くなれば土日という日程ということになりますので、子供たちの負担、またコロナ

の状況を考えれば、ちょっと難しいかなというようなことを考えております。

続きまして、下のほうにいきまして、結城廃寺跡整備事業につきましては、昨年度、将来の結城廃寺跡の史跡整備におきまして保存活用計画というのを策定したところですが、今年度につきましては、令和3、4年度につきましては、2箇年で史跡整備の基本計画を策定していきたいと考えております。

また、その下の文化振興事業につきましては、やはり同じく今年の3月ですね、文化芸術推進基本計画を策定しましたが、それに伴って、その中で今年度8月28日の土曜日に音楽を活用しました新たなまちづくりの振興ということで、結城ジャズフェスティバルというものを開催したいというふうに考えております。これは以前行われましたサウンドフェスタですね、つむぎの郷サウンドフェスタの後継事業ということになりますが、新たな形で8月28日土曜日、結城ジャズフェスティバルというのを実施する予定でおります。

また、公民館運営事業につきましては、市民講座として、前期、夏休み、後期と20講座の開催を予定しております。

また、市民文化センター及び結城市民情報センターにつきましては指定管理者制度を導入しておりますが、今年度から、令和3年度から令和7年度まで、新たな5年間の指定管理期間に入っております。

生涯学習課からは以上です。

スポーツ振興課長

続きまして、スポーツ振興課の概要をご説明いたします。

資料、31ページからでございます。

スポーツ振興課といたしましては、誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図るため、様々な角度からスポーツへ参加できるイベントや大会の開催、またスポーツ活動ができる環境整備を行っております。また、各種団体や指導者の育成と資質の向上、アスリートへの支援を行うとともに、東京オリンピック関連事業をはじめとするスポーツを通じた地域の活性化を目指しております。

主な事業といたしましては、31ページをご覧ください。

まず、31ページの2段目になります。4の事務事業内容の2段目になります。東京オリンピック空手競技事前キャンプ事業でございます。こちらは、昨年の新型コロナウイルスの影響によって東京オリンピックが延期となりまして、ほぼ全ての関連事業が行うことができませんでした。今年度は、カザフスタン空手連盟の事前キャンプを7月18日の日曜日から8月4日水曜日までの18日間開催する予定となっております。

また、市民文化センターアクロスにおきまして、コミュニティライブサイトを開催いたします。あまり聞き慣れない言葉と思うんですが、皆様が耳にする内容ですと、パブリックビューイングというのをお聞きになったことがあると思うんですが、そのパブリックビューイングに様々な

イベントを複合したものがコミュニティライブサイトというものになります。こちらアクロスの大ホールにおいて開催したいと思っております。

まず、1つ目としまして、中山由起枝選手が出場するクレ射撃競技、こちらコミュニティライブサイトを開催します。日にちは7月28日水曜日、29日木曜日、31日土曜日の3日間で、こちらは中山由起枝選手が出場を予定している日にちとなっております。

また、カザフスタン空手選手が出場いたします空手競技につきましては、8月5日木曜日から7日土曜日までの3日間と予定しております。

そのほか、5月29日の土曜日と30日の日曜日には、市役所1階多目的ホールにおきまして、オリンピック聖火トーチの展示を行う予定となっております。皆様のお手元にチラシとしてお渡ししたことになります。こちら裏側にスケジュールのほうの29番、こちらのほうが結城市役所となっております。こちらをご覧になっていただければと思います。こちらは火を灯すわけではなくて、聖火のトーチを展示することだけになってしまうんですが、皆様のお近くでトーチを見ることができるというような事業を予定しております。

また、そのほか様々なオリンピック関連事業を開催したいと考えております。

次に、資料32ページをご覧ください。

上から2段目になります。中学生の各種球技大会の開催事業でございますが、教育長よりご説明がございましたが、1から4番の各種大会について、今、進めております。

まず、卓球大会なんですけれども、5月8日土曜日、男子のバレーボールとソフトテニス大会、こちらはどちらも男子なんですけれども、5月15日土曜日、女子のバレーボール競技と女子のソフトテニス大会は5月22日に開催することといたしました。

しかし、新型コロナウイルスの影響によって、栃木県の中学校につきましては、県をまたいで大会に参加することは現在のところできません。こちらで事務局として考えさせていただきまして、移動による感染を予防する観点から、参加校を県西地区に限定させていただきまして、なおかつチーム数を前回の約半数に減らして、感染対策を十分に行いながら開催するというふうに進めております。

また、開催日当日、県の感染拡大地域に指定されている市町につきましては、参加を見合わせていただくようにこちらのほうで皆様をお願いしているところでございます。

そのほか、今後、開催が予定されております北関東中学校野球大会や結城シルクカップロードレース大会も、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

簡単でございますが、スポーツ振興課からの説明とさせていただきます。以上です。

教育長

説明ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありました。

ご質問等がございましたら、よろしくお願いします。

赤木委員。

赤木委員

最後のスポーツ振興課のほうからありました北関東中学校野球大会の件なんです、非常に結城市では歴史と伝統ということで、かなり重きを置いて取り組んでくださっている事業かと思います。ただ、ここ数年気になるのは、栃木県からの参加が非常に少ないというか、参加希望をしても棄権とか、県大会とかその絡みもあるんでしょうけれども、そういう状況が多いですね。あのあたりのところは何とかならないのかなというような感じがするんですが。例えば時期を少し検討するとか。そういうふうなことで、これは市だけの意見ではどうにもならない事業だと思うんですが、そこら辺のところをちょっと検討していただいてもいいのかなというような感じがするんですが。

教育長

宮本課長。

スポーツ振興課長

例年という形、毎年行っているということで、いつも7月26日から31日ということで日にちを限定してやらせていただいておりますが、この日にちになったのは、ほかの大会と重ならないようにということでずらして、あと夏休み期間ということもありまして、今、指定させていただいているところでございます。

ただ、どうしても中学校の総体、県大会が栃木県も茨城県も7月25日前後ということでいつも開催されることがございまして、県大会に出場するチームはどうしても北関東野球大会には参加できなくなってしまうというようなことがございまして、参加者は栃木県ですと棄権するチームが何校かは出ているのは現状ですね。

今後、熱中症の問題等もございまして、ちょっと時期を検討するようなことも含めまして、今後の在り方を検討していきたいと思っております。

赤木委員

よろしくお願いします。

教育長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

北嶋委員。

北嶋委員

学校再編係のところの4番の通学路の安全確保というところなんですけれども、先頃、山王のほうの新しい道路が開通しまして、浜野辺と水海道の地域の子供たちがここはちょうど通学路になって渡るんですね。その新聞に載ったのは、大きく渡るところで山川の校長先生も大変心配していらして、信号をつけてくれるようにというお願いはしているみたいなんですけれども、通学路のことってあまり重く見ていないみたいな感想でして、見守り隊の人とかいろんな人の協力を得て今のところやっているんですけれども、事故が起きてからでは遅いので、信号をつけてもらおうとか、そしてまた歩道橋をつけてもらおうとか、ここは子供たちが通るよというのを

っと分かるようにして安全を確保してもらいたいのので、その辺に力を入れていただきたいなと思います。

教育長

補足はございますか。

学校教育課長

それでは、通学路の例の筑西幹線道路と市道との交わりの件なんですけれども、まず結城市の土木課と筑西土木のほうで協議をしまして、止まれの文字が書いてあるんですけれども、そこを浮き上がらせて車で走ってもガタガタして分かるようにするとか、ガードレールが非常に板の状態で見づらいので、そこの部分をパイプにするとか。取りあえず筑西土木とうちのほうで、できることをなるべく早くやっていこうというふうなものが1つ。

それから、副市長を通しまして県のほうに働きかけまして、県の通学路を担当しております教育庁の保健体育課から県警のほうに信号の設置をお願いしてございます。今度の月曜日に現場を確認していただいて、その信号の設置につきましては、こちらだけではどうしようもなく、要望は一生懸命行っているところではございます。

北嶋委員

何かいろいろもう規定があって、人家がないと立たないとか、難しいみたいなんですよ。

学校教育課長

公安委員会で決まるそうなので、お願いはしておきます。

北嶋委員

ありがとうございます。

教育長

ありがとうございます。

中村委員さん。

中村委員

2ついいですか。

1つは、学校教育課の予算関係と、それから指導課に関連するものでICT関連です。

ICTの支援員、今までもあったかと思うんですが、このICT支援員って、これからかなり重要視されると思うんですね。1つは、ICT支援員は支援する対象というのは誰なのかということがちょっとまず分からないと、その先の質問が出てこないんですが。まず、そのこのところをいいですか。ICT支援員の支援の対象。

教育長

次長。

学校教育課長

よろしいですか、まず。そちらの質問なんですけれども、ICT支援員の支援の対象につきましては、まず教員と子供両方になります。

中村委員

1つの事業を、やっぱり特にこれはICTの事業ってこれからますます大事になってくると思うんですね。かなり力を入れないと、これはなかなか機能しないと思うんですよ。恐らくそんなにたくさんは入れないし。結局は現場の、現場って言うのは変だな、学校の先生が、小学校、中学校どちらも、とにかくやっぱり意識改革していただいて、これからは自分たちがもう子供たちに、ICTに関わるハードとかソフトとかいろいろありますよね、そういったことに対する知見というか、それを十分に身に着けてやらないとという、そこが私は大事だと思うんですね。だから、そういう

研修もICT支援員に、そんなことはないと思うんですが、丸投げじゃなくて、結局、事務局のほうからやっぱり組織的に先生方の研修を、また研修という先生方は忙しくなるとは思うんですが、でもこれはしょうがないことなんですね。それを確実なものにしていくためには、結局、子供に跳ね返ってくるので、じゃ子供は将来の自分らの生活設計に関わるということですよ。

これ、逆に聞きますと、今、高校、特に高校の情報教育を中心にやっている工業高校とか、そこが今悩んでいるらしいんですよ。情報の専門家があまりにも少ないというんで。だから、それは大きな問題なんですよ。それは今度、中学校、小学校と同じことが言われるわけですよ。だから、小学校、中学校で少しでも先に子供たちが優位に、特に結城市の子供たちが優位にいろいろ学習ができるような、そういう下準備をしてあげられたらいいと思うんですね。だから、先生方のやっぱり研修というのは私は非常に大事だと思うんです。少ない支援員の有効活用をやっぱりしていくと、それが身になっていくのかなとは思うんですよ。だから、その辺をよろしくお願ひしたいというのと、あと、ここ去年から、コロナに関して、教育課程の完全実施に向けては、大変、先生方、学校、校長さんをはじめ、かなりの苦労があったと思うんですよ。割と私の近くにも校長さんがいらっしやったので、何か南中は余裕だなという感じで私は見ていたんですけども、その裏には先生方のものすごい努力があったと思うんですね。これを例えば生かして考えたならば、ものすごく教育課程を組むのにかなりノウハウを得たと思うんです。だから、そういったものを一緒に合わせて先ほどの研修とか、負担にならないようなそういう施策を取りながら、やっぱりICTの充実を図っていただきたい。人づくりだと思うんですよ、まず先生の。

もう一ついいですか。

生涯学習のほうで新しく入った事業で、訪問型の家庭教育支援事業という、何となくイメージでは分かるような気がするんですが、これ子供を持つ親って、保護者はたくさんいますよね。ターゲットはやっぱりどういう家庭に対して、具体的に、これからからだったらこれからでいいんだけど、具体的にどういう教育支援をするのかというのがちょっと分かりづらいので、説明いただけたらありがたいなと思います。

教育長

斉藤課長。

生涯学習課長

具体的にどういう家庭を訪問するかというのは、これから正式に協議会等を設置して、そこで検討していくんですけども、いろんな、近年、経済的な問題により家庭生活に余裕のない家庭であったり、具体的に言うと不登校であったりとか、あるいは子供とか家庭教育の問題を抱えているんですけども、相談する相手がいない人たち、そういった方々のところに支援員という人たちが訪問をして、その相談に乗ったり、いろんな支援をしていくというようなイメージで考えております。

こういった方を訪問をするかというのは、1つは募集をするということと、あと、推進協議会の中でいろんな情報の中で、この家庭については訪問したほうがいいんじゃないかとか、そういったことで訪問する家庭等は決めていきたいと考えております。

中村委員
教育長
中村委員

ちょっとよろしいですか。

はい。

大体、内容は分かったんですが、問題を要するに抱えている家庭というのがやっぱり一番問題なんですよ。そこで生活している子供たちは、なおかつ問題を背負うわけですよ、何らかの。早いうちにその問題を解決してあげないと、子供はずっと後を引っ張っていくんですよ。私は、それはもう就学前の教育に関わると思うんですね。そこなんですよ、一番問題なのは。その家庭をやっぱりどこまで見取れるかというのが、私は1つは一番大事だと思います。就学前。

ずっと前にもお話しさせてもらったんですけども、家庭教育学級とかいろいろあります。保護者を対象にするいろんな研修の場が。だから、そういったのとやっぱり全部絡んでくるんですけども、とにかく早いうちに、募集してもきつと手を挙げないと思うんです、あまり。だから、目ざとくロックオンして、この家は危ない。それも学校とやっぱり連携を取るとか、そういうこともやっぱりつながりをもっと持ちながらなんですよ。結局、単独だとなかなか、やっぱり一つの何というのかな、チームワークで、各課を分断しないで連携しながらチームワークでやっぱり進めていくと、私は楽だと思うんですね。具体的にはちょっと分からないので、ただ言いつ放しでごめんなさいね。ただ、気になるものだから、とにかくこれからの子供たち、少ない少子化の上に問題をたくさんはらむような、そういう時代に入ってきているんですよ。だから、なおさら1人の子供が大事になってくるんですよ。だから、そういった子供を幸せというか、将来の充実に向けてやっぱりやってあげられるのは、我々こういう行政が一つを担う立場じゃないかなと思うんで、ちょっとそう考えました。

赤木委員
教育長
赤木委員

それに関連してよろしいですか。

赤木委員。

今、中村さんがおっしゃったように、家庭教育支援員の中に、私、さっきもちょっと社会教育委員の仕事のことについてお話しさせていただいたかと思うんですが、やっぱり家庭教育、本当に就学前の家庭教育が大事だということであれば、こういう社会教育委員の方に支援員のメンバーに入ってもらったり、また、私たちだって要請があれば、お手伝いできるようなところはしていきたいなと思いますので、ぜひ、そこらを有効にこの家庭教育支援事業を進めていただければありがたいなと思います。

以上です。

教育長
岩崎委員

岩崎委員。

学校教育課の予算の中でちょっと教えていただきたいんですが、特に四

川地区なんかは、今後、学校の統廃合というような形で、いろんな施設整備事業については大きいものはないというような計画が前回の定例会のほうで示されたと思うんですが、その中で、この小中学校の小中規模の改修が発生したときの、そのときの対応というのはどんな感じでやられるのかちょっと教えていただきたいんですが。

教育長

大木次長。

学校教育課長

小中学校小規模の改善というのは、既にもう壊れてしまったものを直すという例の個別施設計画につきましては、今後、壊れそうなものを予備的に直すだったりというふうな本当は計画をつくったわけなんですけど、実際に古くなっちゃっていて、壊れてしまって安全でないものについては早急に修理しないと、もう使えなくなってしまうので、その部分については修繕費を持っておりますので、その都度、修繕というふうな形で今までどおりの後追いなんですけど、その形を取らせていただければというふうに思っております。

岩崎委員

ちなみに、その修繕費の予算というのはどのぐらいの規模なんですか。

学校教育課長

小中合わせて約1,000万ほど持っております。

岩崎委員

じゃ、その都度、何か、雨漏り等はないでしょうけれども、そういうちょっとしたイレギュラー的なもの、そういう修繕が発生した場合は、その予算内で対応されるということですね。

学校教育課長

実際に最近なんですけど、西小の校舎の一番上の部分のコンクリートが大分弱ってきていて、剥がれ落ちているというのがあって、非常に危険でございまして、そういったところはもう修繕しなくては校舎自体が使えなくなってしまうので、そういった部分の修繕なんかを実施したり、あとは教室の中で生徒が使うロッカーのところの後ろ側が抜けて釘が出ているとかという、そういう本当に小さな修繕ですが、積み重ねると、年間かなり出ますので。

岩崎委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長

それでは、報告第24号については終わりといたします。ありがとうございました。

これで本日の案件は終了いたしました。

慎重なご審議、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。
以上をもちまして、令和3年4月教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後3時20分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員